

議案第38号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年4月28日提出

清水町長 阿部 一 男

## 専決処分第4号

### 清水町企業立地促進条例の一部を改正する条例

清水町企業立地促進条例（平成4年清水町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「試験研究施設又は観光施設」を「試験研究施設、観光施設又は農林水産物等販売業」に改める。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 農林水産物等販売業 過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。

第4条第1項中「試験研究施設又は観光施設」を「試験研究施設、観光施設又は農林水産物等販売業」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。